平成２９年（フ）第１１号
山口県光市光井７丁目６番５号、前住所山口県光市島田３丁目18番10号
債務者　高木　裕治
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１４号
山口県周南市周陽２丁目１番１―907号、前住所山口県周南市遠石１丁目４番62―106号
債務者　高村　恒範
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第６０号
熊本市中央区本荘２丁目13番15号　コーポ矢野302
債務者　福田　邦男
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７０号
熊本市東区八反田３丁目１番11―208号　ファミール託麻
債務者　矢野　正貴
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１５６４号
福岡県大野城市中３丁目３番13号
破産者　上市とよ子
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７６９号
福岡市中央区長浜３丁目17番10―708号
破産者　出雲　貴士
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３０１号
福岡市東区香椎駅東１丁目30番23号、開始決定時の住所福岡市東区箱崎５丁目11番７―311号
破産者　飯島　康栄
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８５１号
福岡市南区弥永５丁目12番20―304号
破産者　武下　俊一
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８５７号
福岡市早良区干隈５丁目31番24号
破産者　ひのきや・プチフルールこと　原　和子
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８６３号
福岡市中央区荒戸１丁目３番18号
破産者　大井　祐佳
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２０号
岩手県奥州市江刺区広瀬字西川目136番地
破産者　菊池　泰春
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第４８３号
静岡県浜松市南区三島町708番地シャトル１号棟102、前住所静岡県浜松市西区入野町9811番地の１ナイスアーバン入野参番館405
破産者　石津　浩康
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３０５号
沖縄県那覇市繁多川２丁目８番10号
破産者　照屋　吉子
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２２０号
札幌市北区篠路７条２丁目８番２号
破産者　阿部　直美
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９７号
さいたま市浦和区仲町１丁目12番13―301号
破産者　高橋　貴之
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１９号
埼玉県越谷市東大沢２丁目４番地５　ハイツイマモト103
破産者　河村　清藏
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４６８号
埼玉県八潮市大字浮塚762番地１　パレスあすてりあ206号
破産者　阿江　秀泰
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６１８号
埼玉県越谷市相模町５丁目478番地
破産者　荒井　　茂
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係